

# 年金制度論から見た運営体制の在り方について

## (1) 我が国の公的年金制度の特質

### ① 公的年金としての特質

終身にわたる確実な保障を  
超長期に実施

世代間扶養(賦課方式)  
により給付の実質価値を確保  
(物価・賃金スライド)

世代内の所得再分配機能

### ② 国民皆年金としての特質

国民全体の連帯による  
世代間扶養

被用者、自営業者、  
無業者、不安定就労者等、  
多種多様な者を制度的に結合して  
全てカバー(強制加入)

国庫負担と組み合わせた  
社会保険方式  
(基礎年金に国庫負担を集中投入)

### [論点]

- こうした特質を維持しつつ、少子高齢化の進展の中で、国民の信頼の下、将来にわたり持続可能性を確保するためにどのような運営体制が必要か。(破綻は許されない)
- 超長期にわたる給付と負担の水準を決定するとともに、保険料を強制的に徴収することによって制度を維持する必要があるが、給付と負担の内容についてどのような方式で合意を得ることが適当か。
- 基礎年金によって、被用者、非被用者を制度的に結合して全国民に対し一体的な適用を行っているが、こうした運営を確実に実施するためにどのような運営主体が必要か。
- 我が国の公的年金制度の特質を維持しつつ、効率的に事務を実施するために、どのような運営上の工夫を考えるべきか。

## (2) 保険運営体制を構築する上での留意事項

### ① 制度設計

- 国民すべてによる支え合いの仕組みとするための強制力を確保
- 世代間扶養による給付内容を保障するとともに、財政不均衡時に負担と給付を確実に是正
- 保険料率や給付水準の設定、国庫負担の在り方等の制度の基本について、国会の関与の下に、法律に基づき、責任をもって対応することが必要
- 保険財政を一体的・効率的に管理し、超長期的に運営責任を果すことが必要

### ② 適用、裁定、給付、記録管理

- 国民すべてに対して確実に適用、裁定、給付、記録管理を行えることが必要
- 全国民を対象に、一元的、超長期的に被保険者情報を管理
- 不服申立て手続き等の保障
- 被保険者情報の保護の徹底(守秘義務)

### ③ 徴収

- 徴収主体に対する信頼性を確保し、納付の確実を期することが必要
- 強制徴収、滞納処分等の公権的な行為を迅速・確実に行えることが必要

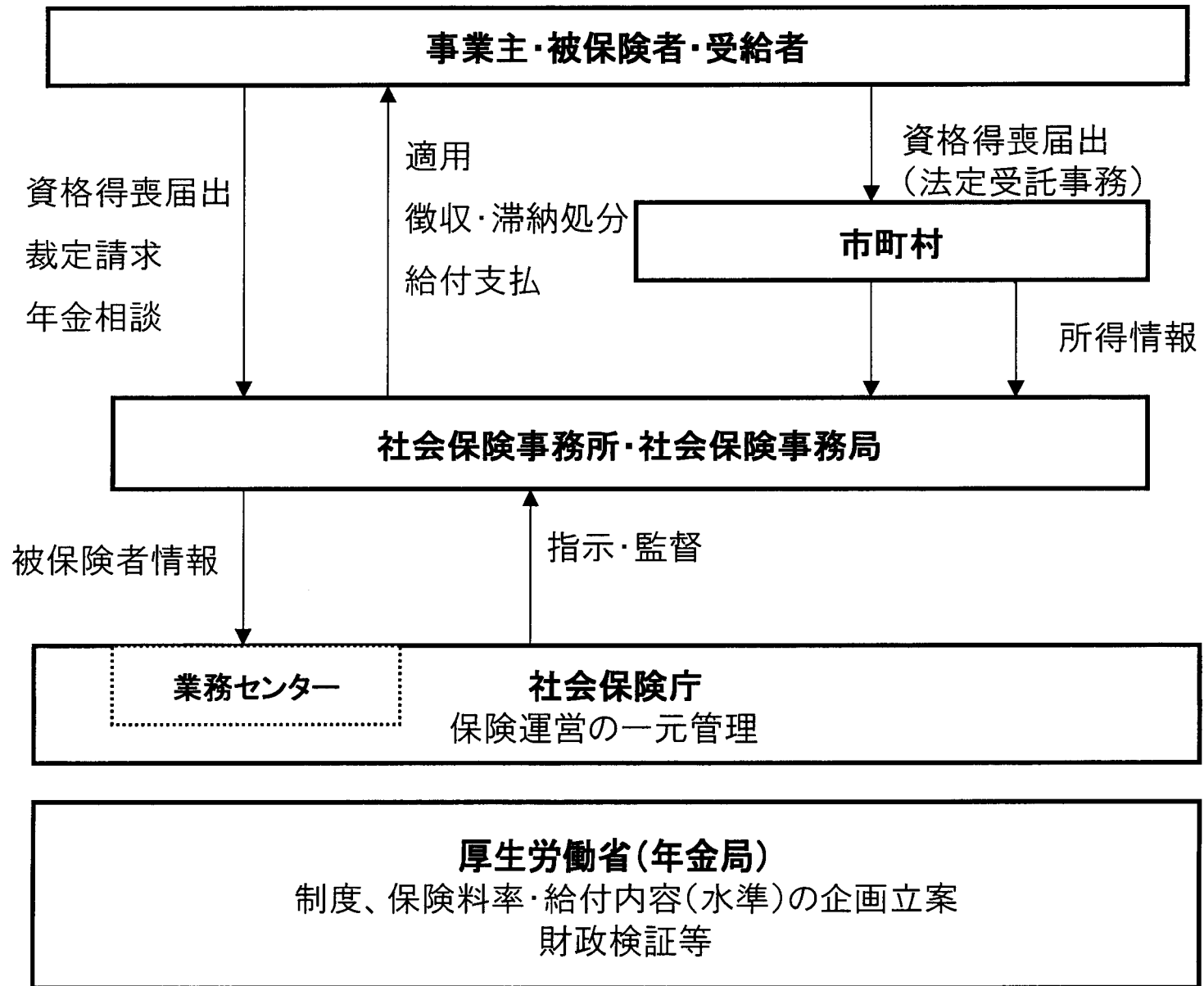
### ④ 市町村との連携協力

- 市町村との間で連携協力が円滑にできることが必要

### ⑤ 相談等の関連業務

- 被保険者のニーズに応じてきめ細かく、適切に実施

# (参考1) 国民年金制度、厚生年金制度の保険運営体制



(参考2)

## 年金保険運営上の業務

<p>制度の基本に 関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度の基本設計</li><li>・ 保険料率や給付水準の設定、 国庫負担の在り方</li><li>・ 保険財政の数理的検証</li></ul>	<p>企画的・公権的な 性格を有する業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総合的な運営の企画・マネジ メント（予算編成など）</li><li>・ 給付の裁定、保険料の決定、 強制徴収など</li></ul>	<p>年金保険運営の 実施業務</p>
---	---	-------------------------

# 社会保険庁改革について

- 社会保険は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、社会保険庁の抜本的な改革を推進。

## 社会保険庁改革推進本部

- 庁内に社会保険庁改革推進本部を設置し、以下の課題ごとに改革プロジェクトチーム等を設置。  
①保険料徴収の徹底、②システムの抜本的見直し、③国民サービスの向上、④予算執行の透明性の確保  
⑤個人情報保護の徹底、⑥年金福祉施設等の整理合理化

## 民間の発想や感覚を大胆に導入

- 長官に対して高い見識に基づくアドバイスを行う最高顧問2名を迎える。
- 課題ごとにプロジェクトリーダー、アドバイザリースタッフなどを経済界の協力により配置。

## 社会保険事業運営評議会

- 社会保険庁の個々の事業運営の適切さや効率性をチェックするための評議会として社会保険庁長官の下に設置。
- 保険料拠出者、学識経験者等が参加。

## 社会保険庁の在り方に関する有識者会議

- 社会保険庁の在り方について基本に立ち返った議論を行う場として、内閣官房長官の下に設置
- 有識者8人と内閣官房長官及び厚生労働大臣が参加。

## 有識者会議を踏まえた改革の推進

- 有識者会議の意見を踏まえ、80項目の業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」をまとめるとともに、第5回会議（11月26日）では、これまでの議論を中間的にとりまとめたところ。
- 組織の在り方を含め、来年の夏を目途に最終的な取りまとめを行う予定。

社 会 保 険 庁 改 革 の 工 程 に つ い て

		社会保険庁の在り方に関する有識者会議	
平成16年	<p>8月11日 ・ 第1回</p> <p>25日 ・ 第2回</p> <p>9月17日 ・ 第3回</p> <p>10月25日 ・ 第4回</p> <p>11月26日 ・ 第5回</p>	<p>} 課題と方向性の整理</p> <p>緊急対応方策について</p> <p>緊急対応方策の具体化</p> <p>中間とりまとめ</p>	組織の在り方等の検討
	<p>平成17年度予算政府原案閣議決定</p>		
平成17年	<p>5月</p>	<p>第6回以降</p> <p>最終とりまとめ</p> <p>平成18年度 予算・組織定員要求</p>	

社会保険庁の在り方に関する有識者会議名簿

朝倉 敏夫 (読売新聞東京本社常務取締役論説委員長)

渥美 雅子 (弁護士)

大熊 由紀子 (国際医療福祉大学大学院教授)

大山 永昭 (東京工業大学教授)

金子 晃 (慶応義塾大学名誉教授)

草野 忠義 (日本労働組合総連合会事務局長)

松浦 稔明 (全国市長会社会文教委員会委員長・坂出市長)

矢野 弘典 (日本経済団体連合会専務理事)

[政府側]

内閣官房長官

厚生労働大臣